

「楽師王」と「楽師伯」

—後期中世・近世ドイツにおける楽師の支配構造—(1)

上尾 信也

I 問題提起

a <「楽師の王国」のメンタリティと「楽師伯」> 「安売り王」「ホテル王」「鉄道王」や「呑んべの王国」「学生の王国」といった「～の王」「～の王国」に類する表現が、昨今でもよく見受けられる。また、後期中世においては「ダンスの王」「娼婦の女王」「射手王」「ユダヤの王」などが実際に存在し、「愚者の王国」や「死者の王国」など観念的な「無冠の王」や「王国」が民衆により崇拜されていた。¹⁾

中世におけるこのような「無冠の民衆王」の系譜は、それぞれの職業構造において民衆が大きな政治的結びつきを求めたことによって実現した。つまり、これらの王への崇拜は、それぞれの集団のまた職能身分の結合意識の結晶であり、自分たちの王や王国に対してその歴史を求め、称号を求める態度は、それぞれの「臣民」である民衆のアイデンティティの確認であったように思える。

これらの王の君臨や王国は、もちろん実際の政治的な統治機構であるはずはないが、全くの名称だけ、精神の拠り所というだけのものではなかった。つまり、ある領域におけるある種の人々に対しては支配権を行使する上部権力として、「王」や「王国」が存在したと認められるのである。

中・近世ヨーロッパにおいて、芸能を生業とし漂泊と定住のはざまにあった楽師も²⁾「楽師の王国」を維持し、「楽師王」を戴いていた。この「楽師の王国」は、楽師身分にとっては区切られた一種解放区であった

反面、一般の人々にとっては異質なエリアとして「閉じられた周縁空間」のイメージをもっていた。

一方、これら楽師・放浪者を監督する者として、楽師の世界にも「楽師伯（シュピールグラーフ）」が存在する。官職名、もしくは貴族の称号としての「グラーフ Graf」という表現が用いられているのである。

楽師を支配する、また監督する存在として「楽師王」や「楽師伯」を生み出したものは、何だったのであろうか。周縁民、路上の人、放浪者であった楽師は、宮廷・教会に入り込み、都市に居住し、領主はもとより領民・市民の生活（特に非日常の場としての婚礼、祝祭、宴など）をはじめとする中世の社会構造のなかに組み込まれていく。その過程において、何らかの方法でこの楽師の集団を管理する必要性を為政者は持った。さらに管理は「楽師」のある意味での危険性にも関わってくる。つまり、楽師は音楽芸能を生業とすることによって顧客の要請にこたえる職業である。そのため、至る所を放浪し、都市や宮廷を何の制限もなく訪問できる「風」のような存在であった。また芸能者たる楽師は「異人」として、すべての階級を往来でき、人と人、時間、空間、この世とあの世を結ぶ伝達者であった。それゆえ、為政者・支配層にとって、楽師は両刃の剣となる存在であった。情報伝達者としての楽師は、為政者にとって格好の「スパイ（間者）的存在」と成り得た。⁶⁵ が、有能な民衆の扇動者、体制騒乱者となることも可能で、反体制者としてみなされることもしばしばであった。⁶⁶

小論では、このような楽師に対しての社会の受容を、楽師の支配構造という面で見えていく。そのため、さしあたり法制史的な分析を中心とし支配構造の図式化を試みることにする。

b〈楽師伯（シュピールグラーフ）とは何か〉 前節で触れたように楽師に対しての支配構造をみるうえで、その中心的な役割を果たしたのは「楽師伯」である。ゆえに、まずキーワードとしての「楽師伯」をとりかかりとすることは適切と思われる。法制史上のアプローチの一例として

辞典類の記述を引用するならば、「*Hilfswörterbuch für Historiker* (歴史用語補助辞典)」によると「楽師伯 (シュピールグラーフ)」とは、「[用語としては] Musikgraf (音楽伯), Geigerkönig (ヴァイオリン王), Pfeiferkönig (笛吹き王), Spielleutekönig (楽師王); comes jocularium (芸能・楽師伯), rex ministellorum (侍従王); roi des ménestrels (メネストレルの王), roi des violons (ヴァイオリン王) の異称をもつ。18世紀まで (アルザスでは19世紀に至るまで) 存続した, ある地域またはある都市の放浪者 [芸人・楽師] の長。楽師伯職 (放浪者の王国) は, 一面では宮廷職であり, レーエンであり, (都市では) ツンフトマイスター職であった。一般に楽師伯自身も放浪者であることが多かったが, オーストリアでは貴族のレーエンとして世襲される職であった。この職が世襲の帝国レーエンであったアルザスでは, 貴族階級の者が楽師王に任命された。そこでは楽師集会 (楽師法廷) が放浪者に対する法廷として開催された。また全ドイツ帝国に帝国楽師王 (rex omnium histrionum) が存在したこともある [カール4世とフィドル王ヨハンネス]。」(角形括弧内と下線筆者) と説明される。⁶⁹ これによると, 楽師伯を放浪者の長としたうえで, 宮廷職としての, 楽師王にみられるようなレーエンとしての, 都市の楽師組合の親方もしくは組合監督者としての, 以上3種類の楽師伯を定義している。さらに伯自身の身分の問題と, オーストリアとアルザス, そして神聖ローマ帝国の楽師王の3例が挙げられている。

小論は, この引用を問題提起とする。すなわち, 楽師の支配構造を探るうえで, まず対象となる楽師の問題を, 放浪者 *fahrende Leute* と楽師 *Spielmann* の関係をもとに捉える。次に, 楽師の支配構造において大きな役割を演じた「楽師伯」の実態を, 史料によって検証する。そのうえで, 楽師伯を軸として楽師に対する支配構造の俯瞰を試みる。

II 楽師伯（シュピールグラーフ）を必要としたもの

a <放浪者と楽師> 楽師伯をキーワードとして楽師の支配体制を考える前に、まず支配される対象を確認する必要があるだろう。すなわち「楽師」という人々は何なのかを考えねばならない。特に後期中世から近世に至る時期の「楽師」身分が、どのような社会的地位を持ち、いかなる実態をもっているのかが問題となる。

そこでまず、「放浪者」といわれる集団のひとつと見做されていた楽師層が、どのように社会から認容されていったかを扱う。つまり、放浪者と楽師の関係を、支配者によって監督されたる者の実体変遷として見ていきたい。これは、史料的には楽師の範疇の変化として捉えられる。この変化は、さらに芸能機会の多様性や変質にともない、楽師の監督・監理の必要性に影響をあたえ、さらに楽師の需要と供給関係に関わってくるのである。

(1) 放浪者としての楽師

14, 15世紀の楽師の存在を示す史料である各種の「奢侈条令」、楽師の公職への「任命辞令」「楽師兄弟団規約」や「認可状」「楽師王や楽師伯に関する記録・書簡」などにおいて、楽師（笛吹き、フィドル弾きなどの楽器奏者と記されることが多い）と放浪者が並記されるいくつかの例がみられる。これは定住する以前には放浪・漂泊の立場であった楽師の出自を示す証左でもある。例えば、1407年に設立のザンクトガレン近郊ウツナッハの「聖十字架の楽師兄弟団」は「放浪者、フィドル弾き、笛吹き *farende Lüde, giger und Pfiffer*」の兄弟団であった。⁶⁹ また、1430年のチューリッヒの楽師王への「楽師レーエン付与状」では楽師王は「放浪者 *varenden Lüthen*」の王であると記され、⁷⁰ 同じく1460年のアルザスの書簡史料では、楽師王は「すべての放浪者 *aller varenden lute*」を支配するものとしている。⁷¹

ただし、婚礼条令では楽器奏者（楽師）の名称のみが言及されることが多い。これは、放浪者の立ち入れなかった婚礼などの演奏・芸能機会

により、演奏者である楽師が区別されていたことを示している。⁹⁾

さらに、放浪者としての楽師を考える場合、「名誉なき unehrlich 人々」としての楽師を考慮に入れねばならない。ここで賤民としての楽師を詳しく論ずる余裕はない。¹⁰⁾ ひとつの示唆として、賤民研究の主導者であるダンケルトによる「unehrlich」概念を据えた賤民観において、楽師が放浪者と同一地平線上の存在であったことは、以下の類型によく示されている。ダンケルトは、賤民視される人々をその賤視の根底となる要素により、①死、彼岸、死者供養にかかわるもの、②生、性、豊饒にかかわるもの、③動物にかかわるもの、④地、火、水のエレメントにかかわるものの4つに分類した。そのなかで、楽師は放浪者ととともに四大元素にかかわる賤民として扱われている。¹¹⁾

「名誉なき」つまり賤民視の観点から言えば、いわゆる「楽師」はもちろん、「英雄叙事詩歌人（語り部）」「奇譚歌人」も「放浪者」と同じカテゴリーに分けられている。また、金管楽器を吹奏するということから楽師が任用された「塔の番人」「夜警」などの公職、さらには「乞食取締役人」もこのような人々であったことは興味深い。

以上見てきたように、定住以前の楽師は、あちこちと就業の場、演奏機会の場を求めて、また雇用者を求めて放浪する存在であり、「名誉なき人々」であった。¹²⁾ それゆえ、楽師が放浪者と同一の存在であると、定住者や市民などの「名誉ある人々」が、また支配者層が見做していたとしても何ら不思議はなかったのである。

(2) 楽師と放浪者の分離

ところが、16世紀以降になると様々な文献において、楽師と放浪者(特にかがわしい輩、詐欺師としての)の分離がおこなわれる。

楽師に関する記述から、放浪者の表現が排除された最初の例には、1458年ヴェルテンベルク伯ウルリッヒによる「楽師兄弟団の認可状」がある。¹³⁾ この兄弟団に属することのできる者は「ラッパ吹き、笛吹き、リュート弾き、楽師 Trompeter, Pffifer, Lutenschleher vnd spillut」で

あり、そこには「放浪者」はみられない。その後の楽師兄弟団、もしくは都市の楽師の団体からは全く放浪者は排除されている。例えば1511年のシュトラスブルクの「王冠の楽師兄弟団」に関する書簡史料では、楽師を「よそ者と、土地の者 froemde oder hetmsch」の区別をして、「弦楽器演奏、塔での吹奏もしくは他の楽器演奏 seyttenspil, trummen piffen oder andere Instrument」に携わる楽器演奏者として扱っている。⁽¹⁴⁾

さらに、放浪者の側の史料からも、この楽師と放浪者の分離・区別は見受けられる。例えば、16世紀初頭に成立したとされる「放浪者の書 Liber vagatorum」(1509/1511年)⁽¹⁵⁾は、放浪者を28の乞食と詐欺師のタイプに分類し、さらに他の詐欺事件の要約と放浪者や詐欺師に関する隠語219語を収録したものである。この本の第一部の項目は「人を欺き騙す手二十余に相当する放浪者の分類」となっている。そこには、演奏を生業とする「楽師」の表現はみられない。ただ、リュートや歌、いかがわしいミサ歌などの「芸」に放浪者としての楽師の痕跡は残っている。⁽¹⁶⁾

また、「放浪者の書」より少し以前に書かれた類似の詐欺師の書であるテセオ・ピーニ「香具師の鑑」(1484/86年)では、「国際的放浪者」として、いかさま医者、膏薬売り、仮病人、にせ巡礼、にせ聖人、聖遺物商人、ふるえ乞食、にせ貧者を挙げているが、楽師は含まれていない。⁽¹⁷⁾

つまり、16世紀以降の表現におけるこのような楽師と放浪者の区別・分離は、実際の放浪者と楽師に対する視線の分離であり、楽師身分の社会的な立場の変化を表しているといえよう。⁽¹⁸⁾

さらに、支配層による法令や監督職の設置という面からも、放浪者と楽師の区別・分離をみることができる。初期には、放浪者一般に対する取締りであった法令や監督職は、後にはより細分化したかたちで楽師（と放浪者）を監理するようになる。それは、楽師が、放浪者のなかでもっとも利権に絡み、婚礼や公けの行事などへの参加により、公けへの需要があり、特に公けの生活に影響を及ぼす存在であったからである。

つまり初期は、放浪者全般に対する監督機能であった支配構造が、楽師を対象の中心とした監督機能に焦点化されてくるという図式が描けるのである。

b <楽師王, 楽師伯, 楽師の親方の証左>

(1) 楽師に関する史料類型

前節で「楽師」という対象の実態が多少は明らかになった。ここでは、小論で扱う楽師伯や楽師王そしてその支配の対象となる楽師への史料上のアプローチを試みる。しかし、楽師に関する研究は、常に史料の希薄さという壁に立ち向かう領域である。歴史の表面には現われない存在であり、「残される」べき存在でもない楽師は、賤民と同様に、公けからまた「お上 Obrigkeit」から記録として排除された存在であった。しかし、史料は皆無という訳ではない。以下の箇条は、残されている史料を系統的に並べた試みである。

1. 外からの文書（都市文書など支配者側による文書）

- ① 任命辞令類（レーエン付与状、雇用契約書、または命令書なども含む）～例えば、楽師伯、楽師王、塔の番人 Türmer, 都市の楽師職 Stadtpfeifer（都市や宮廷などの支配者に仕えるまた雇用される楽師）に対しての
- ② 支配者側の会計文書（都市、宮廷）～雇用されたまた仕える楽師（楽師伯、楽師王、塔の番人、都市の楽師職、楽師の親方）、また「楽師の学校（楽師集会）」に対する支出も含む
- ③ 諸条令（都市参事会によるもの、領主によるもの）：奢侈条令 Luxusordnung に含まれるもの、すなわち特に婚礼条令 Hochzeitordnung, 舞踏条令 Tanzordnung, 衣服条令 Kleiderordnung, 埋葬条令, 洗礼条令など。さらに楽師に対して細分化された「楽師条令 Spielleuteordnung」など⁽¹⁹⁾
- ④ 支配者側の個人的文書：書簡類、メモ類（もしくは文学作品などの副次史料も含む）

2. 内からの文書（支配される集団による文書）

① 楽師の団体（楽師組合、楽師兄弟団、楽師の王国などの異名を持つ）に関する文書（公権力の批准）：組合規約、設立認可状（起草は団体側）、名簿；会計に関する文書類；入会・脱会（親方徒弟契約？）に関する契約状類；兄弟団の徴（紋章、ワッペン、メダルなど）

② 楽師の個人的文書：書簡類、個人的な契約書、親方徒弟契約、会計文書、書き残し；音楽作品～ただし無名の楽師によって作曲されたと特定できるものはほとんどない⁽²⁰⁾

(2) ドイツ・フランス・イングランドにおける楽師王と楽師伯の証左

上述の史料類型にしたがって、13世紀から15世紀に至る楽師の痕跡のいくつかを追ってみたい。これら痕跡は、記録されるという意味で楽師と支配層（宮廷や都市）との何らかの関わりを徴してもある。楽師の側から言えば、その徴しは楽師が何らかの形で宮廷や都市に雇用された機会として、言い換えるならば宮廷社会や都市社会に認められた証しとして記録されている。さらに、楽師の相互関係においても、ある者が他の者を監督指導をした、つまり親方、楽師王、楽師伯という地位からも、楽師の存在を跡付けることができる。

以下では、このような楽師の存在の証左を、特に「楽師」を表現する言葉や具体的な楽師名、さらには「楽師王」「楽師伯」「シュタットプファイファー（都市楽師職）」といった地位をあらわす称号による分類を試みる。それにより、「楽師」という職業をふまえたうえで、楽師の類型と楽師身分の内部関係と外部との関係を考える一助としたい。

まずラテン語による楽師を表す表現である。これは各地域の公式文書が各国語へ移行する時期（およそ14世紀後半）⁽²¹⁾まで頻繁にみられる。例えば、民族の伝説⁽²²⁾やローマの詩歌や聖者伝、聖書譚などを語っていた遍歴の歌人に由来するといわれる「ヒストリオ histrio（語り部）」として表現される楽師の記録は、1175年の南仏ボーケール、⁽²³⁾ 1277年のリュウベック、⁽²⁴⁾ 1292、1297年のブリュージュ⁽²⁵⁾などにみられる。⁽²⁶⁾

英語のジャグラー juggler の語源であり道化や芸人を表した「ジョクラートル jocolator」も楽器を弾くかぎりにおいては楽師とも言える。1200年頃のシュトラスブルク,⁽²⁷⁾ 1231年のケルン,⁽²⁸⁾ 1236年のパリ⁽²⁹⁾などがその初期の例である。⁽³⁰⁾

各国語の例としてはまずフランス語の「ジョングルール jongleur」に類する表現が挙げられる。これはもちろんラテン語の「jocolator」のフランス語化したものだが、宮廷歌人であったトゥルバドゥールやトルヴェールの従者として、実際に演奏活動や芸能に携わっていた遍歴の楽師・芸人を指している。⁽³¹⁾ さらに楽器演奏を芸の中心とし、宮廷や都市に居着いた彼らを「メネストレル ménestrel」と14世紀以降は表すことが多くなる。⁽³²⁾ 特に1321年のパリの楽師コンフレリの規約はよくそれを示している。⁽³³⁾

おそらく彼らはドイツ語では「シュピールマン Spielmann」と呼ばれる楽師とみなされる。シュピールマンの記録は、1227年のブラウンシュヴァイク,⁽³⁴⁾ 1272年のケルン⁽³⁵⁾を最初期の例として、都市文書のみならず文学作品などにも数多く存在する。⁽³⁶⁾

しかし最も多いのは、楽師を楽器奏者として表す、つまり楽器名で表す例である。大別するとラッパ(金管)奏者の類,⁽⁴⁰⁾ 笛吹き(木管)奏者の類,⁽³⁸⁾ フィドル(弦楽器)奏者の類,⁽³⁹⁾ 太鼓奏者の類⁽⁴⁰⁾に分けられる。⁽⁴¹⁾ なかでもラッパ奏者は、都市の楽師職や塔の番人職、軍楽、婚礼や祝宴での演奏など使用頻度が最も高かっただけに数多く記録されている。

それらラッパ奏者が務めたと思われるのが、「塔の番人 Türmer」⁽⁴²⁾や「ウェイツ waits」⁽⁴³⁾と呼ばれる都市の警備職である。彼らはおそらく、各種の信号・合図、時報がわりの音楽や、有力者の歓送迎に関する音楽などに活躍した都市の公職であった。

さらに楽師たちのある者は、称号や役職、楽器名とともに彼らの名を記録されている。初期の代表的な例としては、1177/1201年のレーゲンスブルクの2人のキターラ奏者「ゲープハルト」「ルイポルト」、1283年

ハンブルクの「太鼓奏者ヨハン」、1284年ケルンの「ゴッテフリード・ミンネボーテ」などである。⁽⁴⁴⁾

また14世紀以降「親方 Meister」という肩書きも用いられるようになる。⁽⁴⁵⁾ このことは楽師層内部でも同業組合が結成され、楽師の階級分化が起こった証左とも言える。おそらく名前の残っている楽師、親方といわれた楽師の何人かは、楽師の仲間内でも有力な者であり、その後の「都市の楽師職」や「塔の番人職」もしくは「楽師伯」「楽師王」などの役職や地位と何らかの関係を持つが故に、名前まで記録されたであろう可能性を秘めている。

さて、「楽師王 *roi des ménestrels/ rex.../ Pfeiferkönig*」や「楽師伯 *Spielgraf/ comes jocularum*」といった地位を示す称号の出現であるが、やはり14世紀以降多く現われるように思える。楽師王や楽師伯の称号を得たものが楽師であったか否かは後段の話題とするが、限られた史料でもこの両者の称号の分布はひとつの傾向を示している。

つまり「楽師王」はフランス地域、イングランドそれに何よりアルザスを中心とした上部・中部ライン地方に分布する。⁽⁴⁶⁾ 「楽師伯」は南ドイツ、オーストリアと北ドイツ特にハンザ諸都市に見受けられる。⁽⁴⁷⁾ さらに都市や領域における楽師・放浪者への規律となった「婚礼条令」「楽師条令」などの分布も、楽師伯の分布と関連付けられそうである。⁽⁴⁸⁾

そして、楽師によって結成された楽師兄弟団（楽師組合）の分布も楽師王や楽師伯の分布と決して無関係ではないように思われる。⁽⁴⁹⁾

(図1：「楽師王、楽師伯、楽師兄弟団（楽師組合）分布地図」参照)。

(本論文の主旨は、1989年7月9日、桐朋学園短期大学部にて開催された、ICUギョーム・ド・マショー・プロジェクト、音楽史研究会合同シンポジウム「新しい音楽家像 — 中・近世ヨーロッパにおける都市と楽師、ドイツとフランスを中心に」において、「〈王〉か〈伯〉か — 中・近世ヨーロッパにおける楽師の支配構造としての楽師王・楽師伯・楽師の団体」として発表された。)

注

- (1) Hans Joachim Moser, *Die Musikergenossenschaften im deutschen Mittelalter*. (Phil. Diss. Rostock 1910; rep. Wiesbaden 1972), 53ff.
- (2) この分野の参考文献としては、Danckert, W. 1963. *Unehrlche Leute. Die verfehmten Berufe*. Bern/ München, また、Moraw, P. ed. 1985. *Unterwegssein im Spätmittelalter*. Berlin. が有用である。
- (3) ヨーロッパの14世紀においてでさえ音楽作品を残しているほとんどの人物が、音楽を生業としていたのではなく、宮廷や教会に、秘書官・外交官的な立場で仕えている者であった。さらに王侯貴族に侍従した道化以下の芸人を想起されたし。中世日本においても、猿楽師、田楽師はもとより、観阿弥、世阿弥の実態を考えると頷けよう。
音楽の意味論、芸人論、賤民と芸能に関する参考文献は数多溢れているが、ここでは格好の近著を一冊のみ挙げておく。
赤坂憲雄「異人論序説」砂子屋書房、1985年。
- (4) かの有名な「ハーメルンのく笛吹き男」伝承然り、16世紀宗教改革時の村々の居酒屋での喧伝者然り、1960年代後半の「プロテスト・フォークソング・ムーブメント」然り。
- (5) Eugen Haberkem and Joseph Friedrich Wallach, eds., *Hilfswörterbuch für Historiker. Mittelalter und Neuzeit* (Tübingen, 1964). 2: 582.
- (6) Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 70.
- (7) チューリッヒ市が、その裁判権と領域下における「楽師の王国」をブレムガルテンのウルマン・マイヤーに付与する旨を記した「1430年3月29日付、レーエン付与状 Lechen-Brief」では、「宣誓団体下で他の放浪の人々から楽師王が一致して選ばれる dass Er von anderen varenden Lüthen in der Eidtgenoschafft einmüttenklich erwelt ist」「この王国における楽師と放浪者の王に対して法として、以下のことを承認する Bestetten In daran als einen Rechten Künig der Pffifer und varenden Lütt」等とあり、楽師王は「放浪者の王」と見做されていた (Moser, *Die Musikergenossenschaften*, 115-117)。
- (8) 1460年の「シュレシュタット、シュトラスブルク、ローゼンヴァイラーの楽師兄弟団 (アルザス悲しみの聖母の兄弟団)」の楽師王 (1456年以来) のラッパ奏者イェルク・パウマンのザンクト・グレゴリエントールの修道院長ハンス・ルドルフ宛書簡 (K. Albrecht, ed., *Rappoltsteinisches Urkundenbuch 759-1500. Quellen zur Geschichte der ehemaligen Herrschaft Rappoltstein im Elsass*, Colmar 1891/98, 4: 259ff) によると、パウマンは「ホーヴェンシュタインからハーゲナウの森にいたるすべての放浪者の恵み深き王 gnaden konig aller varenden lute zwueschen dem Houwenstein und Hagenouwer vorst」と自称している。
また上部ラインのプレスガウ地方リーゲルに存在した楽師兄弟団のフォークトであるプレスガウの騎士エンゲルハルト・フォン・ブルーメネッケが、アルザスの楽師王国のフォークト、ヴィルヘルム・フォン・ラポルトシュタインにあてた

1458年9月11日付「書簡」(*Rappoltsteiner Urkundenbuch* Bd. IV, S. 234ff.)においても、プレスガウの楽師と放浪者は並記されている。

- (9) 例えばハンブルクの1301/1306年頃の婚礼条令(K. Koppmann, ed., *Kämmerei-rechnungen der Stadt Hamburg vom 1350-1562*, Hamburg 1869/1940, 2:162; 228), 1303-1308年頃のブレーメンの婚礼条令(K. A. Eckhardt, *Die mittelalterlichen Rechtsquellen der Stadt Bremen*, Bremen 1931, 60), 1320年のレーゲンスブルクの婚礼条令(J. Widemann, ed., *Regensburger Urkundenbuch. Bd. 1: Urkunden der Stadt biszum Jahre 1350*, München 1912; rep. Puchheim 1964, 724), リューベックの1454年に新たに制定された奢侈条令・婚礼条令(*Urkundenbuch der Stadt Lübeck. T. 1-11, nebst Wort-u. Sachregister* (= Codex diplomaticus Lubecensis. Abt. 1). Lübeck 1843/1932, 9:216)中の言及が挙げられる。また1343年のヴィスマールの楽師条令では、婚礼の祝宴の演奏の際の楽器をも「フィドル、笛、ポザーヌ、ロック、フラジョレット、ハープ vedele, pype, Bunghe, Basvne, Rotte, vloghet eder Harpe」というように細かく指定している(O. Kade, "Ordnung der Spelelude [Joculatorum] in Wismar vom Jahre 1343," *Monatshefte für Musikwissenschaft* [MfM] 14, 1882: 111ff.)。
- (10) 詳しくは, Danckert, *Unehrlche Leute* 参照。
- (11) 4分類のそれぞれに相当する身分・職種は以下である。
 ①「死刑執行人 Scharfrichter」「絞首刑吏 Henker」「隸僕 Fron」「廷丁・獄卒 Schergen」「刑吏・捕吏 Büttel」「墓掘り人夫 Totengräber」「塔の番人 Türmer」「夜警 Nachtwächter」「風呂屋 Bader」「床屋 Scherer」, ②「樵, 草刈り人 Holzhütter, Feldhütter」「屑屋 Wurzelkrämer」「亜麻布織工 Leinweber」「粉挽き Müller」「娼婦 Freie Töchter」, ③「皮剥ぎ人(犬皮剥ぎ人) Schinder (Hundshäuter)」「羊飼い, 牧童 Schäfer, Hirten」「犬皮鞣し人 Hundshautgerber」「豚屠殺人, 家畜屠殺人 Sauschneider, Nonnenmacher」, ④「掃除人, どぶ掃除人 Gassenkehrer, Bachfeger」「煙突掃除人 Schornsteinfeger」「陶器職人, 煉瓦職人 Töpfer, Ziegler」「乞食, 乞食取り締り役人 Bettler, Bettelvögte」「放浪者 Fahrendes Volk」「楽師・芸人 Spielleute」「庶出児 weltlichen Leute」「英雄叙事詩歌人(語り部) Heldensänger」「奇譚歌人(語り部) Zaubersänger」, その他「徴税吏 Zöllner」「ヨーロッパ外からの放浪民(ジプシー, ユダヤ人等)」(Danckert, *Unehrlche Leute*, 285ff.)。
- (12) 楽師兄弟団という名の同業組合を結成し, 親方徒弟制を敷いていた楽師は, 14世紀から15世紀の職人の遍歴システムにも当然組み込まれていた。この職人の遍歴に関しては, 以下の文献を参照されたい。もちろん, 遍歴と放浪は分離して考えるべきことであるが, 楽師の遍歴については14世紀から15世紀前半に頻繁にフランドルで催された「楽師の学校(楽師集会)」が貴重な証言となっている。
 Schulz, Knut. 1985. *Die Handwerkersgesellen. Unterwegs im Spätmittelalter*(ed. by P. Moraw): 71-92.
 Schulz, Knut. 1985. *Handwerkersgesellen und Lohnarbeiter: Untersuchungen zur*

oberrheinischen und oberdeutschen Stadtgeschichte des 14. bis 17. Jahrhunderts.
Sigmaringen.

- (13) この認可状は聖母マリアを守護聖人としシュトゥットガルトに中心をおく楽師兄弟団の設立認可状であるが、表題は「ヴェルテンベルク伯ウルリッヒによるラッパ吹き、笛吹き、リュート弾き並びに楽師たちに対する彼らの団体の認可状」となっている。さらに対象は、「ブレスガウのリーゲルの兄弟団の楽師でないもので、シュトラスブルクからコンスタンツに至るまでのラッパ吹き、笛吹き、リュート弾き、楽師で、特別な恩寵と自由を与えられたと見做されたもの、また聖なる教会の法に従い穏当に時を過ごすもの die Trompeter, Pfeiffer, Luten-schleher vnd spillt In dem bistumbe Strassburg vnd Constens vnder sunder derselben spillt Bruderschaft zu Riegel Im brifsgow vnd anderswo mit besundern gnaden vnd freyheiten begabt vnd fürsehen hat vnd anderm das sie zu zimlr. Zit nach Ordnung der heilige Kirchen mögen nemen」と賤民祝されていた放浪者排除の方向を明確に打ち出している(J. Sittard, “Den Trompetern, Pfeiffern und Lautenschlägern wird vom Grafen Ulrich von Württemberg ‘ihre gemachte Gesellschaft bestetigt’”, *Monatshefte für Musikgeschichte* [MfM] 19, 1887: 4-7)。
- (14) シュトラスブルクの「王冠の楽師兄弟団」は、1511年に「フォークト、騎士オートー・ストルムのシュトラスブルク市長と市参事会宛書簡」を残している(Moser, *Die Musikergensossenschaften*, 120-22)。
このような例は他に、1583年のミュンスターの「聖セシリアの楽師兄弟団」の規約などがある(W. Salmen, *Geschichte der Musik in Westfalen*, Kassel, 1963, 89ff)。詳しくは、中村賢二郎「中世後期・近代初期ドイツの楽師」中村編『前近代における都市と社会層』（京都大学人文科学研究所刊、1980）：51-89頁、また、拙稿「ハンブルクの楽師組合」、『社会科学ジャーナル<国際基督教大学>27(2)（1989）：107-139頁参照。
- (15) 「放浪者の書」（1509/1511年）は、著者は不明であるがおそらく知識人層、聖職者ではないかと言われている。また、印刷者はプフォルツハイムのトーマス・アンヘルム・フォン・バーデンということが明らかである。初版の題は「放浪者の書 乞食の群れ（オルデン）」であり、「群れ（オルデン）」とは、組合や修道会を意味し、あべこべの同盟、にせ同業組合（ツunft）、在俗修道会、夢想的念願の国などの伝統的な隠喩を持つ言葉である。
またのらくら者の楽団は、大食いの怠け者の王を戴く王国とも言われていることは、「楽師の王国」との比較において興味深い（ハイナー・ベーンケ、ロルフ・ヨハンマイアー編 永野藤夫訳『放浪者の書—博打うち・娼婦・ベテン師』1988）。
- (16) 放浪者の分類は以下である。「乞食」「パンもらい」「鎖を身につけた乞食」「腕を吊った乞食」「にせ修道士」「学のある乞食」「還歴学生」「仮病の乞食」（痲癩になり、聖ヴァレンチン様に蠟三ポンドと歌ミサー回を奉納する）「ごまかし乞食」「にせ神父」「盲目の乞食」「はだかの乞食」「嘘つき乞食」「首かり役人」「にせ産

婦の乞食」「にせ贖罪者」「にせの贖罪女」「にせ妊婦の乞食」「鳴子をもった乞食」「にせベギン会士の乞食」「にせ貴族の乞食」「おちふれた商人」「にせキリスト教徒のユダヤ人」「にせ巡礼」「膏薬で顔をかえた乞食」「上手に化ける仮病人」「腕吊り乞食」「にせ説教師(盲目で、教会前でイスに乗り、リュートを奏で、その伴奏でうたう歌は、本当は行ったこともない、遠くの国々の歌である)(ベーンケ、ヨハンマイアー編『放浪者の書』118-144頁)。

- (17) テセオ・ピーニ「香具師の鑑」(1484/86年)に関して、この写本をヴァチカン図書館で発見し、「放浪者の書」(トリノ、1973年)として公刊した文化史家ピエロ・カンボレージの解釈によると、著者はウルビーノ出身の助任司祭・判官、神学・法学博士であった。原題の「放浪者」(Cerretani)の名称の由来は、かつての侯爵領スポレート(Cherete)市の詐欺師や乞食等の放浪者が集住していたためとしている(ベーンケ、ヨハンマイアー編『放浪者の書』85-90頁)。またよく引用される「放浪者」の証左には、あまりにも有名な「カルミナ・ブラーナ(ホイレン歌集)」がある。13世紀頃に成立したこの写本は、1803年南ドイツのベネディクト修道会ホイエルン修道院で発見されたためこの呼称となった。その中の「放浪者の同盟歌」(第219番)などがよく指摘されるものである。
- (18) 楽師の社会的地位の変遷に関しては、以下を参照。
Salmen, W. ed. 1971. *Der Sozialstatus des Berufsmusikers vom 17. bis 19. Jahrhundert*. Kassel. (英訳版あり)
拙稿「ハンブルクの楽師組合」。
- (19) 婚礼条令、奢侈条令に関しては、相沢隆「奢侈条令と中世都市の変容—南ドイツ帝国都市の場合」、『史学雑誌97(6)』(1988): 1-38頁参照。
- (20) よく引用される例として、トゥルバドゥール、ランボー・ド・ヴァケラス Raimbaut de Vaqueiras(1150/60-1207?)が1197-1201年にモンフェラートの宮廷にいた折に、当地で聴いた2人のジョングルーがヴィエールで演奏するエスタンピー舞曲の旋律を使って作曲したとされる「カレンダ・マヤ(五月の歌) Calenda maya」が有名である。
- (21) 例えば、デュイスブルクにおいて1356/57年から1393/94年の期間の都市会計文書中に楽師のヴィルヘルム親方に関する一連の会計記録が残されている。それによるとヴィルヘルム親方の肩書きは、最初は「ヒストリオ histrione」、1368/69年からは「マイスター Magister」というラテン語表記であったのだが、1376/77年からは「フィドルのマイスター・ウィルハム meyster Wilham vedeler」、後には「ギター奏者ヴィルヘルム Wilhelmo citariste」もしくは「フィドル奏者ヴィルハム Wilham vedeler」というドイツ語表記に変わっている(Duisburg, Stadtarchiv, Fahnbzug der von H. Averdunk zum Druck vorbereiteten Stadtrechnungen, 1349-1408; W. H. Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums in der mittelalterlichen Stadt: Studie zu einer Berufs- und Sozialgeschichte des Stadtmusikantums* (Kassel, 1982), 50)。
- (22) 例えば、ケルト民族の伝説を語り歌う吟遊歌人として「バード Bard」といわれる

語り部が存在した。

- (23) 楽師ギョーム・ミタに「全ヒストリオの王 “rex super histriones universos”」の称号があたえられた。詳細は本論第3章参照。
- (24) 1277年のリュエベックの市参事会の記録によれば参事会が教会での就業のため雇用した「不道徳なヒストリオ *histriones impudicos*」の記録がある (H. W. Schwab, “Guilds,” *The New Grove Dictionary of Music and Musicians*, 6th edition, 809)。
- (25) 1292年ブリュージュ市の都市の会計記録に「*istriones*」という記述が、また1297年の都市の会計記録に、精霊降臨祭の期間中に固定給与の支払いを受けた「都市のヒストリオ *histrionibus ville*」の例が見られる (Schwab, “Guilds,” 809)。
- (26) 「*histrion*」が史料用語として見られる例を列挙すると以下である。
 Beaucaire [1175: “rex super historiones universos”]
 Genova [1223: St. Lorenzo; “in tota urbe cum gallicis histrionibus”]
 Lübeck [1277: “histriones impudicos”]
 Stade [1286: “Iusores” “histriones”]
 Brugge [1292: “istriones”; 1297: “histrionibus ville”]
 Mainz (Karl IV) [1355: Johann der Fiedler “rex omnium histrionum per totum sanctum imperium”]
- (27) 1200年頃制定のシュトラスブルクの婚礼条令には、「4人のジョクラトール *quatour jocalatores*」が婚礼宴会で演奏したが、彼らは「男であって女でない *virii et non femine*」ことというように制限されていた旨や、法令違反に対しては、一定期間の都市追放もしくは厳しい罰金刑が課せられた「*Quicumque ad nuptias plures viros, femimas vel jocalatores habuerit, aut annulos dare presumpserit, manebit extra civitatem per unum mensem ultra miliare, et non intrabit civitatem, quousque consulibus quinque libras persolverit*」旨が記されている (M. Vogeleis, *Quellen und Bausteine zu einer Geschichte der Musik und des Theaters in Elsaß 500-1800*, Straßburg 1911, 41f.; Schwab, “Guilds,” 809; Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums*, 50ff.)。
- (28) 1231年のケルンの都市文書によると「*plactea jocalatorum*」という記述がみられる (Schwab, “Guilds,” 809; Schwab, *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums*, 50ff.)。
- (29) 1236年のパリの「*vicus jocalatorum*」 (Schwab, “Guilds,” 809)。
- (30) 「*jocalator*」の術語が用いられるのは次の例である。
 Straßburg [c1200: “jocalatores”]
 Köln [1231: “plactea jocalatorum”]
 Paris [1236: “vicus jocalatorum”]
 Lüneburg [1247/1401: “jocalatores”]
 Bremen [1303: “comes jocalatorum”]
 Stralsund [1309: “iocalatores”]

Lübeck [1316 : “comes jocularorum”]

Krakau [1336 : “octo Joculatores”]

また「ミムス *mimus*」「遊芸人 *lusor*」等の「役者・道化」を示す表現もみられる。例えば、シュターデの1286年の婚礼条令には「遊芸人と語り部 *lusoribus et hystrionibus*」に関する言及がある (Schwab, “Guilds,” 809)。この時代の役者・道化と楽師の職能による明確な区別は難しい。

- (31) 「jongleur」が用いられる例には以下がある。

Genova [1180: “Jogleurs, chanteors e troubadours” (Raimbaut de Vaqueirasによる言及)]

Köln [1377 : “trufator”]

- (32) 「ménestrel」[「minstrel」]が用いられる例は以下である。

Brugge [1318 : “menestruelen” who “scole hilden”]

Paris, Confrérie de St. Julien des Ménestriers (-1773)

[1321: “commun des menestreus et menestrelles, jogleurs et jogleresses demourant en la ville de Paris”]

Lille [1436/37: “...à aucuns ménestrelz de Lille”]

London (Edward IV) [1469 : “Patent Roll” for “beloved minstrels”]

- (33) 1321年制定されたパリの楽師コンフレリの規約によると、参集した楽師たちは自らを「commun des menestreus et menestrelles, jogleurs et jogleress demourant en la ville de Paris」と称している。パリのこの楽師コンフレリに関しては以下の論稿を参照されたい。

Bernard, M. B. 1841/42. Recherches sur l'histoire de la corporation des ménétriers ou joueurs d'instruments de la ville de Paris.

Bibliothèque de l'école des Chartes III : 377-404 ; IV : 525-48 ; V : 254-84, 339-72.

岩谷なつ子「14世紀に始まる楽士同業組合の結成と組織化—パリを中心として」(慶応義塾大学修士論文, 未刊, 1988)。

- (34) 1227年のブラウンシュヴァイクの都市文書によると婚礼に雇用された楽師を「当市の3人の楽師 *dre speleman dere stat*」と記録している (Schwab, “Guilds,” 809)。

- (35) 1272年のケルンではドイツ騎士団が市内の「楽師街 *Spielmansgassen*」の家屋の三分の一を購入したという記録が残っている (*Quellen zur Geschichte der Stadt Köln*, ed. by L. Ennen, 1867, Bd. 3 : No. 69 : 51f.)。「楽師街」は楽師が居住した都市にしばしばみられる名称である。楽師街が楽師が集住した通りであるのか、また楽師が日々の雇用を求めて集まった通りを指すのかは解釈の分かれるところである。

- (36) 「Spielmann」に関する表記は文学作品にも多くみられるが、ここでは都市文書において記録されたいくつかの例を挙げるに留める。

Braunschweig [1227 : “dre speleman dere stat”; 1303 : “ses spellude unde twene dünne brödere”]

Köln [1272:Die Deutsch-Ordensbrüder kaufen ein drittel eines in der Spielmannsgasse ("Spilmansgassen") gelegenen Hauses]
 Nördlingen [c1300 : "spilmanne, die in der stat gegessen sint"]
 Halle an der Saale [1300 : "speleludstrate"]
 Frankfurt am Main [1376 : "meister der fydler und andernihren gesellen, der fürsten und herrn spelluden, als sy in der vasten mess schul hielten"]
 Danzig [1421: "Item den speleluden sal man geven tom godespennyngc itczlikem pre eyne halve marck gude"]
 Hildesheim [1428: "/ .. unde me mach hebben achte drosten unde twe par spellude unde ene kokenbeckerschen unde nicht mer, de mach he beghaven eder vorsenden, unde nene spellude mer to der hochtiid./" (Bursprake. 1428 Januar 6.)]
 Reval [1432: "Item den olden spelluden gegeben 6 f." (Kämmereibuch der Stadt Reval, 1432)]

また楽師全般に関する系統的な研究としては以下の文献が有用である。

Faral, E. 1910. *Les Jongleurs en France au Moyen Age*. 2nd ed., Paris, 1971.
 Hartung, W. 1982. *Die Spielleute. Eine Randgruppe in der Gesellschaft des Mittelalters*. Wiesbaden.
 Salmen, W. 1983. *Der Spielmann im Mittelalter*. Innsbruck.
 Schwab, W.H. 1982. *Die Anfänge des weltlichen Berufsmusikertums in der mittelalterlichen Stadt. Studie zu einer Berufs- und Sozialgeschichte des Stadtmusikantentums*. Kassel.

③7 ラテン語の「tuba (ラッパ)」「figulator (陶器製ラッパか?)」等に類する表現で示される吹奏楽器奏者の例は最も頻繁に現われる。

Firenze [1291 : "sei tubatores"]
 Zürich [-1300 : "zwee singer, zwee giger und zwee toiber"]
 Innsbruck [1305 : "Figellator de Inspruck"]
 Lucca [1308 : "trombetta et tubatores lucani comunis"]
 Leicester [1314 : "trumpeter"]
 Lüneburg [1335 : "figellatori consulum"]
 Bremen [1339 : "rades trometer"]
 Graz [1345 : "trometerer"]
 Frankfurt am Main [1348 : military instrumentalists]
 Bologna [1356 : "9 trombetti"]
 Basel [1374 ; 1375 : "fistulatoribus nostris"]
 Hildesheim [1440 : "spiellude" "rades pipere unde trumper" "pipern" "trumperen" "rades spellude" (Nr. 371. Statutensammlung. 1440 Mai 15.)]

③8 ドイツ語の「Pfeifer (笛吹き)」に類する表現は、縦笛を中心としたいわゆる木管楽器奏者を指していた。

Köln [1258 : "piper in coquinam archiepiscopi", Scheidspruch, 28 June]

Bourgogne [1288 : "rex flaioletus"]

Uznach (Schweiz) [1407 : Bruderschaft der "farend Lüd, Giger und Pffiffer"]

Hildesheim [1440 : "spiellude" "rades pipere unde trumper" "pipern"

"trumperen" "rades spellude" (Nr. 371. Statutensammlung. 1440 Mai 15.)]

- (39) ラテン語の「キターラ（ハープ、ライアをこう呼ぶこともある）cithara」「ヴィエール（フィドル、レベックをこう呼ぶこともある）viella」さらにリュート類を含めた弦楽器を演奏する楽師の例としては以下が挙げられる。

Regensburg [1177-1201 : "cythariste Gebehart"/"cithareda Luipold"]

Genova [1223 : St. Lorenzo ; "cantoires et chitaristi"]

Paris [1225 : "vicus viellatorum"]

Zürich [-1300 : "zwee singer, zwee giger und zwee toiber"]

Rostock [1339 : "fiedler Henzelin"]

Uznach (Schweiz) [1407 : Bruderschaft der "farend Lüd, Giger und Pffiffer"]

- (40) 太鼓等の打楽器に関する表記も若干の例がある。

Hamburg [1283 : "Johannes tympanista"]

以上、中世の楽器とその実態については次の文献が有益である。

Munrow, D. 1976. *Instruments of the Middle Ages and Renaissance*. Oxford.

(邦訳、柿木吾郎訳【中世・ルネサンスの楽器】1979)

- (41) ラテン語を始め諸国語において楽師を示す様々な表現が錯綜しているのが後期中世から近世にかけての史料状況である。これは、楽師の職業としての確たる範疇化・区分が明確でないだけに、楽師に関する表記とその実態の整合の困難さの裏付けにもなっている。まさに12世紀以降、弦楽器を中心としたアラブ系の楽器の流入や12世紀ルネサンスという文芸保護運動、さらには地理的な世界の広がりや移動の活発化により、楽師の活動が飛躍的に拡大していく過程の中で、楽師の芸能の実態に見合うだけの統合的な表記の確立が遅れていった状況は推測できる。それゆえ、時代や地域によって、また楽師を受容する人々や記録する人々の身分、階層、知識教養の違いによって、千差万別な呼称名称があったとしても不思議はない。その多様性を、どこまで実態に即して、今日の知識、概念と結びつけることができるかが今後の課題と言えよう。

また、楽器に秘められている数々の象徴性、さらにはそれを起因とする「楽器のヒエラルキー」は、それをを用いる楽師への社会的地位にも大きな影響を与えた。ブリュゲルなどをみるまでもなく、物乞いや乞食同然の辻楽師には例えばリュートやバグパイプなどがお決まりであったように、近世までは、明らかにある種の楽器に対するイメージが知られていたのである。このような楽器の象徴性や身分に関しては以下を参照されたい。

Wintemitz, E. 1979. *Musical Instruments and Their Symbolism in Western Art: Studies in Musical Iconology*. New Haven/London.

高橋達史「音楽図像学への誘い(1)-(7)」【季刊コンサート5号-12号】(1987/89)

- (42) 「Türmer/Wachter」は都市の公職として比較的史料に現われやすい。また比較的早い時期からその存在が認められる。いくつかの図像史料から彼らがラッパなどの楽器を演奏していた証左が窺える。
Lübeck [1280], Brugge [1310: “wachers”], Mechlin [1311: “Torenwechter”], Antwerp [1324], Lüneburg [1328], Zwickau [1348: “tormere”]
- (43) イングランドでは都市の警備職は「waits」と呼ばれ、「Türmer/Wachter」同様の職務を負っていたらしい。
London [1253: Henry III], Norwich [1288], Exeter [1362], York [1369]
両者についての文献は、以下を参照。
Bowles, E. A. 1961/62. “Tower Musicians in the Middle Ages.” *Brass Quarterly* 5: 91ff.
Bowles, E. A. 1977. *Musikleben im 15. Jahrhundert* <= Musikgeschichte in Bildern Bd. 3, Lfg. 8>. Leipzig.
Langwill, L. G. 1952. “The waits.” *Hinrichsen’s Musical Year Book* 7: 170f.
Stephen, G.A. 1935. “The Waits of the City of Norwich through Four Centuries to 1790.” *Norfolk Archaeology of Miscellaneous Tracts relating to the Antiquities of the County of Norfolk* 25: 1ff.
Woodfill, W. L. 1969. *Musicians in English Society. From Elizabeth I to Charles I*. New York.
- (44) 楽師が個人名として記されるのは「Pfeiferkönig, Meister, Stadtpfeifer, Turmer」などの役職者や称号をもつてる者の場合、何らかの名前を残さねばいけない係争に巻き込まれた場合などがある。
Köln [1284: “Godefried Minnebode”]
Rostock [1288: Pausanist “Stacius” married Baker “Wolter”’s widow]
Trois [1295: Jean Charmillon, roi des ménétriers]
Ypres [1313: “maistre Symon, maistre des menestreus de le viele”]
Alzei, Kurpfalz [1313: “Wernhir pifer von Alzei ubir alle varende lute”]
[1393: Pfeiferkönig, Werner von Alzei]
Norwich [1346-7: “Johannes Sturmyn”, trumpeter]
Duisburg [1356/7-91/92: “fistulatoribus nostris opidanis et fistulantibus”, “Wilhelmo histrioni”]
Kurmainz [1385: Pfeifer Brachte als König fahrender Leute]
Paris [1390: “maistre Huguenin de la Chapelle”]
Elsaß [1400-: Pfeiferkönig, Heintzmann Gerwer; Hans Hänselin; Loder; Jörg Beck]
Zürich [1430: Ulman Meyer als Pfeiferkönig, “Lechen-Brieff”]
Hamburg [1462: “Hinrico Cockenbeckere pro ezensis suis, quand quisivit mimos et fistulatores”; 1464: “10ß magistro Hinrico Kokembeckerer ad ac ceptandum novum fistulatorem ad servicium civitatis”]

Stettin [1587 : Musiker "Joan Liechtwer" von Breslau]

- (45) 「Meister」に関しては都市ごと、もしくは楽師兄弟団（組合）ごとに多くの例が見られる。ここでは、親方が「楽師学校」の開催といった指導的な役割を果たしたフランクフルト・アム・マインの1376年の例を挙げるに留める。

Frankfurt am Main [1376 : "meister der fydlere und andern hiesigen gesellen, der fürsten und herren spelluden, als sy in der vasten mess schul hielten"]

- (46) 「楽師王 roi des ménestrels/rex .../Pfeiferkönig」の存在が明らかな都市名と史料初出年代の主なものは次の通りである。

Trois [1295], Paris [1321-], Tournai [1330], Tutbury [1381], Kurmainz [1385], Kurpfalz [1393], Elsass [1400], Zürich [1430]

- (47) 「楽師伯 Spielgraf」の存在が明らかな都市と史料初出年代の主なものは次である。

Regensburg [1320-], Wien [1278 : Spielgraf; 1354- : Oberspielgrafamt], Lübeck [1454-], Hamburg [1464-], Bayern [1626-75]

- (48) 楽師について言及された「奢侈条令」「婚礼条令」「楽師条令」の主なものは以下の都市で認められる。南ドイツにおける「奢侈条令」の実態については、相沢、前掲論文、9頁他を参照。

Straßburg [c1200], Stade [1286], Braunschweig [1303], Bremen [1303], Lübeck [14 Jh.], Regensburg [1320], München [1322], Krakau [1336 : "Zunft-und Verkehrs-Ordnung"], Frankfurt am Main [1489], Wismar [1343 : "Ordnung der Spielelude"], Königsberg [1350 : "Gesetze der Spielleute zu Mewe"], Rostock [1600 : "Spielleute Rulle"]

- (49) 楽師組合（兄弟団）の分布に関しては、拙稿、前掲論文、注(31)-(34)129頁以下を参照。

**“PFEIFERKÖNIG” (KING OF MUSICIANS) AND
“SPIELGRAF” (COUNT OF MUSICIANS)**

**—A Model of Superintendent System of “Spielmann” (professional
musicians) in Late Medieval and Early Modern Germany—**

Part I

《Summary》

Shinya Agario

In late Medieval and early Modern Europe, professional musicians (Spielmann) who were honorless entertainers had always formed a Kingdom of Musicians (Pfeiferkönigreich) with Kings of Musicians (Pfeiferkönig), during the transition of their social status from wanderers to settlers. There also existed Counts of Musicians (Spielgraf) as governing system of the wandering musicians. This paper observes the acceptance of musicians into the society by analysing their superintendent system and its changes.